

浄水器設置補助金 手 引 き

印 西 市

補助金交付申請対象者の選定方法について

補助金の申請にあたり

印西市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金については、予算の範囲内において補助金を交付するものとなっております。

なお、当該補助金の交付については、浄水器設置後の補助金申請は認められておりません。

1 補助対象項目

補助対象項目については、次の5項目です（カッコ内は基準値）。

- ①ヒ素（0.01 mg/l）
- ②硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（10 mg/l）
- ③1,2-ジクロロエチレン（0.04 mg/l）
- ④テトラクロロエチレン（0.01 mg/l）
- ⑤トリクロロエチレン（0.01 mg/l）

※対象項目の浄化方式については、逆浸透膜方式やイオン交換による方式などがありますが、対象項目の除去性能や方式によるメリット・デメリットなどがございますので、詳細は専門業者に御相談ください。

2 補助対象浄水器

（1）補助対象浄水器については、対象項目を浄化する機器であり、次の全てに該当するものです。

- ①飲料水を供給する給水装置に接続できること。
- ②浄水能力が1時間当たり5リットル以上であること。
- ③通常の使用方法における耐用年数が5年以上であること。
- ④製造者による無償修理保証期間が1年間以上あること。

（2）補助対象となる浄水器の基数は、1世帯当たり1基を限度とします。

※2世帯の場合はそれぞれの世帯で1基となります。

（3）同一の敷地内に住居が2つ以上ある場合はそれぞれ1基とします。

【注意】

補助対象項目の浄化効果については、項目ごとに対応できる浄化方式がございますので、機器の選定にあたっては十分ご注意ください。

また、各項目に対応する浄水器について、市では機器や業者の指定は行っておりません。

3 補助対象者

補助対象者は、市内に居住する住民で次の全てに該当する方です。

- ①市内に専用住宅等を所有しており、その住宅に居住している方。
- ②住宅の敷地に隣接する道路に上水道の配水管が敷設されていない方で、地下水の他に飲料水の確保が困難で、当該地下水の水質が要綱に掲げる基準水質に適合していないこと。
- ③5年以内に補助対象浄水器の購入及び設置に係る補助金の交付を受けていないこと。
- ④補助対象者及び世帯全員が市税等の未納がないこと。
- ⑤交付申請者が実績報告書を提出する時点において、浄水器を設置した専用住宅等の所在地が交付申請者の住所として住民基本台帳に記録されていること。

4 補助金の額

補助金の額は、浄水器の購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税は除く。）の2分の1に相当する額又は15万円のうち低い額とします。

なお、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方や世帯全員が市民税の全額を減免されている場合は浄水器の購入及び設置に要する費用の全額又は30万円のうちいずれか低い額とします。

※2分の1に相当する額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額とします。

5 交付申請

補助金の交付申請をする際は、浄水器設置補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して提出してください。

- ①計量証明書又は保健所等（保健所及び水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣登録水質検査機関等）が検査した飲料水に係る水質検査結果書の写し
- ②浄水器の浄水性能を証明できる書類
- ③浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し
- ④生活保護や市税の全額を減免されている方は、それを証する書類

- ⑤補助対象者及び同一世帯員に市税等の未納がないことを証明する書類
対象市税等：市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料
- ⑥世帯全員の住民票の写し
(本申請日前3ヵ月以内に発行されたものに限る。)
- ⑦その他市長が必要と認める書類

※浄水器設置補助金交付申請書(第1号様式)にて、市が確認することに同意する場合は、⑤及び⑥の当該書類の添付を省略することができます。

6 交付決定

補助金の交付申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、浄水器設置費補助金交付決定(却下)通知書により申請者に通知します。

また、補助金の交付決定通知書には、設置しなければならない期間や市長が必要と認める事項を付しますので、遵守いただくことになります。

※設置工事については、交付決定を受けてから行ってください。

7 申請の変更について

交付決定を受けた方が、決定に係る申請事項を変更しようとするときは、浄水器設置費補助金変更承認申請書(第3号様式)により承認を受けてください。

なお、変更の承認申請は1回限りとなります。

8 実績報告書

交付決定又は変更の承認を受けた方は、浄水器を設置した日から30日以内又は3月15日のいずれか早い日までに浄水器実績報告書(第5号様式)に次の書類を添付して報告してください。

- ①浄水器を設置したことを証する写真
- ②浄水器の購入及び設置に係る領収(証)書の写し
- ③浄水器設置後の計量証明書又は保健所等(保健所及び水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣登録水質検査機関等)が検査した飲料水に係る水質検査結果書の写し
- ④その他市長が必要と認める書類

9 完了検査

実績報告書の提出を受け、市職員が浄水器を設置した場所の完了検査を実施します。

完了検査は、日程等を調整し印西市環境保全課職員が設置場所の確認に伺います。

※職員は必ず身分証明書を持参しますので、確認してください。

10 確定通知

実績報告書の内容及び完了検査において完了と認めた際は、浄水器設置費補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知します。

11 交付請求

確定通知書受けた方は、浄水器設置費補助金交付請求書（第7号様式）を提出してください。

内容を審査し、不備等がなければ指定された金融機関の預金口座へ振り込みをいたします。

12 注意事項

- (1) 浄水器設置後の補助金申請はできません。
- (2) 補助金の交付は、設置後の振り込みになりますので、浄水器設置業者への支払いは一時的に全額、申請者の負担となります。
- (3) 申請者が偽り、その他不正な行為により補助の交付を受けたときは、当該補助金の全部の返還を命ずることがあります。
- (4) 職員は完了検査等の際、必ず身分証を持参しております。また、訪問販売や勧誘等は絶対に行いませんので、御注意ください。
- (5) 年度の途中で、当該補助金の制度が変更となる場合があります。
- (6) 「印西市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱」に基づき、適正な手続きを行ってください。

問い合わせ先

印西市環境経済部

環境保全課 指導係

TEL：0476－33－4495